

- 食料・農業・農村基本法は、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、国民全体の視点から、食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を明示。

食料・農業・農村基本法(平成11年7月法律第106号)

第一章 総則 (第一条—第十四条)

第二章 基本的施策

第一節 食料・農業・農村基本計画 (第十五条)

〔 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の基本的な方針、食料自給料の目標等を定める食料・農業・農村基本計画を策定(おおむね5年ごとに変更) 〕

第二節 食料の安定供給の確保に関する施策 (第十六条—第二十条)

〔 消費者重視の食料政策の展開 等 〕

第三節 農業の持続的な発展に関する施策 (第二十一条—第三十三条)

〔 望ましい農業構造の確立と経営施策の展開、市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策、自然循環機能の維持増進 等 〕

第四節 農村の振興に関する施策 (第三十四条—第三十六条)

〔 中山間地域等の生産条件の不利補正 等 〕

第三章 行政機関及び団体 (第三十七条・第三十八条)

第四章 食料・農業・農村政策審議会 (第三十九条—第四十三条)

附則

食料／多面的機能

農業

農村

食料の安定供給の確保

- 良質な食料の合理的な価格での安定供給
- 国内農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入と備蓄を適切に組み合わせ
- 不測時の食料安全保障

多面的機能の十分な発揮

- 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等

農業の持続的な発展

- 農地、水、担い手等の生産要素の確立と望ましい農業構造の確立
- 自然循環機能の維持増進

農村の振興

- 農業の発展の基盤として、
- 農業の生産条件の整備
 - 生活環境の整備等福祉の向上

国民生活及び国民経済の健全な発展

食料・農業・農村基本法の構成

第一章 総則

- 第一条 目的
- 第二条 食料の安定供給の確保
- 第三条 多面的機能の発揮
- 第四条 農業の持続的な発展
- 第五条 農村の振興
- 第六条 水産業及び林業への配慮
- 第七条 国の責務
- 第八条 地方公共団体の責務
- 第九条 農業者等の努力
- 第十条 事業者の努力
- 第十一条 農業者等の努力の支援
- 第十二条 消費者の役割
- 第十三条 法制上の措置等
- 第十四条 年次報告等

第二章 基本的施策

第一節 食料・農業・農村基本計画

- 第十五条 食料・農業・農村基本計画

第二節 食料の安定供給の確保に関する施策

- 第十六条 食料消費に関する施策の充実
- 第十七条 食品産業の健全な発展
- 第十八条 農産物の輸出入に関する措置
- 第十九条 不測時における食料安全保障
- 第二十条 国際協力の推進

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

- 第二十一条 望ましい農業構造の確立
- 第二十二条 専ら農業を営む者等による農業経営の展開
- 第二十三条 農地の確保及び有効利用
- 第二十四条 農業生産の基盤の整備
- 第二十五条 人材の育成及び確保
- 第二十六条 女性の参画の促進
- 第二十七条 高齢農業者の活動の促進
- 第二十八条 農業生産組織の活動の促進
- 第二十九条 技術の開発及び普及
- 第三十条 農産物の価格の形成と経営の安定
- 第三十一条 農業災害による損失の補てん
- 第三十二条 自然循環機能の維持増進
- 第三十三条 農業資材の生産及び流通の合理化

第四節 農村の振興に関する施策

- 第三十四条 農村の総合的な振興
- 第三十五条 中山間地域等の振興
- 第三十六条 都市と農村の交流等

第三章 行政機関及び団体

- 第三十七条 行政組織の整備等
- 第三十八条 団体の再編整備

第四章 食料・農業・農村政策審議会

- 第三十九条 設置
- 第四十条 権限
- 第四十一条 組織
- 第四十二条 資料の提出等の要求
- 第四十三条 委任規定

食料・農業・農村基本計画の策定

- 食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に掲げる基本理念や基本施策の方向に沿った具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされている。
- 平成12年3月に最初の食料・農業・農村基本計画が策定された後、これまで平成17年3月、平成22年3月に2回改定されている。また、基本計画の策定等に当たっては、関連資料として、農業構造や農業経営の展望を策定している。

平成11年7月 食料・農業・農村基本法の制定

平成12年3月 食料・農業・農村基本計画の決定

食料自給率目標(平成22年度)
供給熱量ベース 45 %
(参考)金額ベース 74 %

- 食生活指針の策定
- 不測時における食料安全保障マニュアルの策定
- 効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
- 価格政策から所得政策への転換
- **中山間直接支払いの導入** など

※基本計画の閣議決定時に公表

- ・農業構造の展望
(「効率的かつ安定的経営」の戸数や農地集積の見込みなど)
- ・農業経営の展望
(営農類型毎の「効率的かつ安定的経営」の姿)

平成17年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標(平成27年度)
供給熱量ベース 45 %
生産額ベース 76 %

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 食事バランスガイドの策定など食育の推進、地産地消の推進
- 担い手を対象とした**水田・畑作経営所得安定対策の導入**
- 農地・水・環境保全向上対策の導入
- バイオマス利活用など自然循環機能の維持増進
- 国内農林水産物・食品の輸出促進 など

※基本計画の閣議決定時に公表

- ・農業構造の展望
(「効率的かつ安定的経営」の戸数や農地集積の見込みなど)
- ・農業経営の展望
(営農類型毎の「効率的かつ安定的経営」の姿)

平成22年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標(平成32年度)
供給熱量ベース 50 %
生産額ベース 70 %

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 総合的な食料安全保障の確立
- **戸別所得補償制度の導入**
- 生産・加工・販売の一体化、輸出促進等による**農業・農村の6次産業化等の推進**
- 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し など

※企画部会に提出

- ・農業構造の展望
(主業農家の戸数や農地集積の見込みなど)
- ・農業経営の発展のための展望モデル
(営農類型毎の当面目指す現実的な経営の姿)

食料・農業・農村基本計画の構成の変遷

食料・農業・農村基本法	食料・農業・農村基本計画		
	第一次計画(H12. 3. 24閣議決定)	第二次計画(H17. 3. 25閣議決定)	第三次計画(H22. 3. 30閣議決定)
<p>○基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料の安定供給の確保(2条) ・多面的機能の発揮(3条) ・農業の持続的な発展(4条) ・農村の振興(5条) 	<p>まえがき</p> <p>第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食料の安定供給の確保 2. 多面的機能の発揮 3. 農業の持続的な発展 4. 農村の振興 	<p>まえがき</p> <p>第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策の評価を踏まえた改革の必要性 <ol style="list-style-type: none"> (1)食の安全や健全な食生活に対する関心の高まり (2)多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応 (3)農業の構造改革の立ち遅れ (4)多面的機能や農村に対する期待 (5)グローバル化の進展 2. 改革に当たっての基本的視点 <ol style="list-style-type: none"> (1)効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築 (2)消費者の視点の施策への反映 (3)農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進 (4)環境保全を重視した施策の展開 (5)農業・農村における新たな動きを踏まえた「攻めの農政」の展開 	<p>まえがき</p> <p>第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向 <ol style="list-style-type: none"> (1)再生産可能な経営を確保する政策への転換 (2)多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押しする政策への転換 (3)意欲ある多様な農業者を育成・確保する政策への転換 (4)優良農地の確保と有効活用を実現し得る政策の確立 (5)活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化 (6)安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立 2. 新たな潮流に対応した可能性の追求 <ol style="list-style-type: none"> (1)世界経済における新興国の台頭 (2)気候変動をはじめとする地球環境問題の進行 (3)国境を越えた移動の拡大と様々な不安要因の発生 (4)我が国経済の回復に向けた模索 (5)人々の価値観・ライフスタイルの多様化 3. 政策改革の視点 <ol style="list-style-type: none"> (1)効果的・効率的で分かりやすい施策の展開 (2)施策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開 (3)国民の理解と具体的行動を促す施策の展開 4. 新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開 <ol style="list-style-type: none"> (1)戸別所得補償制度の導入 (2)「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換 (3)6次産業化による活力ある農山漁村の再生

食料・農業・農村基本法	食料・農業・農村基本計画		
	第一次計画(H12. 3. 24閣議決定)	第二次計画(H17. 3. 25閣議決定)	第三次計画(H22. 3. 30閣議決定)
<p>○食料自給率</p> <p>・食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。(15条)</p>	<p>第2 食料自給率の目標</p> <p>1. 基本的考え方 (1)食料自給率の目標の意義 (2)食料自給率の目標の定め方</p> <p>2. 望ましい食料消費の姿 (1)食料消費に関する課題 (2)望ましい食料消費の姿</p> <p>3. 農業生産の努力目標 (1)農業生産に関する課題 (2)主要品目ごとの課題 (3)生産努力目標</p> <p>4. 食料自給率の目標</p>	<p>第2 食料自給率の目標</p> <p>1. 食料自給率の向上に向けた取組の検証 (1)食料消費面の検証 ア 前基本計画が描いたシナリオ イ 計画策定後の推移 ウ 要因 (2)農業生産面の検証 ア 前基本計画が描いたシナリオ イ 計画策定後の推移 ウ 要因</p> <p>2. 食料自給率の目標の設定に当たっての基本的考え方 (1)基本的考え方 (2)総合食料自給率の目標の示し方 (3)具体的な食料自給率目標の設定 (4)食料安全保障の確保と食料供給力の強化</p> <p>3. 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項 (1)食料消費 ア 分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開 イ 国産農産物の消費拡大の促進 ウ 国産農産物に対する消費者の信頼の確保 (2)農業生産 ア 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進 イ 食品産業と農業の連携の強化 ウ 効率的な農地利用の推進 (3)関係者の役割 ア 地方公共団体 イ 農業者 ウ 農業団体 エ 食品産業事業者 オ 消費者・消費者団体</p> <p>4. 食料自給率の目標 (1)望ましい食料消費の姿 (2)生産努力目標 (3)食料自給率の目標 ・品目別食料自給率目標 ・総合食料自給率目標(供給熱量ベース、生産額ベース) ・主食用穀物の自給率(飼料用を含む、穀物全体の自給率及び飼料自給率の目標)</p>	<p>第2 食料自給率の目標</p> <p>1. 食料自給率目標の考え方</p> <p>2. 食料自給率向上に向けた取組</p> <p>表1. 生産数量目標と克服すべき課題 表2. 延べ作付面積、農地面積、耕地面積 表3. 食料自給率の目標 ・供給熱量ベースの総合食料自給率 ・生産額ベースの総合食料自給率 ・飼料自給率</p>

食料・農業・農村 基本法	食料・農業・農村基本計画		
	第一次計画(H12. 3. 24閣議決定)	第二次計画(H17. 3. 25閣議決定)	第三次計画(H22. 3. 30閣議決定)
<p>○食料の安定供給の確保に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料消費に関する施策の充実(16条) ・食品産業の健全な発展(17条) ・農産物の輸出入に関する措置(18条) ・不測時における食料安全保障(19条) ・国際協力の推進(20条) 	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(1)食料消費に関する施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 食品の衛生管理及び品質管理の高度化 イ 食品の表示の適正化等 ウ 健全な食生活の指針の策定等 <p>(2)食品産業の健全な発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 食品産業の事業基盤の強化 イ 食品産業と国内農業との連携の推進 ウ 食品流通の合理化 エ 食品産業における環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保 <p>(3)農産物の輸出入に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 農産物の安定的な輸入の確保 イ 農産物の輸出の促進 ウ 適切な備蓄の実施 <p>(4)不測時における食料安全保障</p> <p>(5)国際協力の推進</p>	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(1)食の安全及び消費者の信頼の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア リスク分析に基づいた食の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ①農場から食卓までのリスク管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> (ア)生産段階における取組 (イ)製造段階における取組 (ウ)流通段階における取組 (エ)輸入に関する取組 (オ)家畜防疫体制の強化 ②リスクコミュニケーションの推進 ③危機管理体制の整備 ④研究開発の推進 イ 消費者の信頼の確保 <p>(2)望ましい食生活の実現に向けた食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係者と連携した国民運動としての食育活動の推進 イ フードガイド(仮称)の策定と活用 <p>(3)食生活の改善に資する品目の消費拡大</p> <p>(4)地産地消の推進</p> <p>(5)食品産業の競争力の強化に向けた取組</p> <p>(6)食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障</p> <p>(7)国際協力の推進</p>	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(1)食の安全と消費者の信頼の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品の安全性の向上 ② フードチェーンにおける取組の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ア 生産段階における取組 イ 製造段階における取組 ウ 輸入に関する取組 エ 流通段階における取組 ③ 食品に対する消費者の信頼の確保 <p>(2)国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国民との結び付きの強化 ② 地産地消の推進 <p>(3)食品産業の持続的な発展と新たな展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① フードチェーンにおける連携した取組の推進 ② 国内市場の活性化 ③ 海外展開による事業基盤の強化 <p>(4)総合的な食料安全保障の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生産資材の確保等生産面における不安要因への対応 ② 流通・消費面における不安要因への対応 ③ 国際的な食料の供給不安要因への対応 <ul style="list-style-type: none"> ア 国際食料需給・価格動向分析 イ 国際協力の推進 ウ 海外農業投資の支援 <p>(5)輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応</p>

食料・農業・農村 基本法	食料・農業・農村基本計画		
	第一次計画(H12. 3. 24閣議決定)	第二次計画(H17. 3. 25閣議決定)	第三次計画(H22. 3. 30閣議決定)
<p>○農業の持続的な発展に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい農業構造の確立(21条) ・専ら農業を営む者等による農業経営の展開(22条) ・農地の確保及び有効利用(23条) ・農業生産の基盤の整備(24条) ・人材の育成及び確保(25条) ・女性の参画の促進(26条) ・高齢農業者の活動の促進(27条) ・農業生産組織の活動の促進(28条) ・技術の開発及び普及(29条) ・農産物の価格の形成と経営の安定(30条) ・農業災害による損失の補てん(31条) ・自然循環機能の維持増進(32条) ・農業資材の生産及び流通の合理化(33条) 	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的な発展に関する施策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)望ましい農業構造の確立 (2)専ら農業を営む者等による農業経営の展開 (3)農地の確保及び有効利用 (4)農業生産の基盤の整備 (5)人材の育成及び確保 (6)女性の参画の促進 (7)高齢農業者の活動の促進 (8)農業生産組織の活動の促進 (9)技術の開発及び普及 (10)農産物の価格の形成と経営の安定 (11)農業災害による損失の補てん (12)自然循環機能の維持増進 (13)農業資材の生産及び流通の合理化 	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的な発展に関する施策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ア 担い手の明確化と支援の集中化・重点化 イ 集落を基礎とした営農組織の育成・法人化の推進 (2)人材の育成・確保等 <ul style="list-style-type: none"> ア 新たな人材の育成・確保 イ 女性の参画の促進 ウ 高齢農業者の活動の促進 (3)農地の有効利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ア 担い手への農地の利用集積の促進 イ 耕作放棄地の発生防止・解消のための措置の強化 ウ 農地の効率的利用のための新規参入の促進 エ 優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進等 (4)経営安定対策の確立 <ul style="list-style-type: none"> ア 品目横断的政策への転換 イ 品目別政策の見直し ウ 農業災害による損失の補てん (5)経営発展に向けた多様な取組の促進 <ul style="list-style-type: none"> ア 多様な経営発展の取組の推進 イ 農業と食品産業との連携の促進 ウ 輸出促進に向けた総合的な取組の推進 (6)経営発展の基礎となる条件の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及 イ 新品種等の知的財産権の保護・活用 ウ 農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化 (7)農業生産の基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進 イ 農業水利施設等の適切な更新・保全管理 ウ 農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施 エ 効率的・効果的な事業の実施 (8)自然循環機能の維持増進 <ul style="list-style-type: none"> ア 環境規範の実践と先進的取組への支援 イ バイオマス利活用の推進 	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的な発展に関する施策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理 <ol style="list-style-type: none"> ① 戸別所得補償のモデル対策と米の需給調整 <ul style="list-style-type: none"> ア 水田におけるモデル対策の実施 イ 米の需給調整の推進 ② 戸別所得補償制度の本格実施 ③ 生産・経営関係施策の再整理 (2)農業・農村の6次産業化等による所得の増大 <ol style="list-style-type: none"> ① 生産・加工・販売の一体化 ② 産地の戦略的取組の推進 ③ 収益性の高い部門の育成・強化 ④ 農林水産物・食品の総合的な輸出促進 ⑤ 農業生産資材費の縮減 (3)意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ア 家族農業経営の育成・確保 イ 集落営農の育成・確保 ウ 法人経営の育成・確保 ② 人材の育成・確保等 <ul style="list-style-type: none"> ア 新たな人材の育成・確保 イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進 ③ 作業を受託する組織の育成・確保 ④ 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達円滑化 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 <ol style="list-style-type: none"> ① 計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 ③ 耕作放棄地対策の推進 ④ 農地情報の利活用の推進 (5)農業災害による損失の補てん (6)農作業安全対策の推進 (7)農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し <ol style="list-style-type: none"> ① 国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理 ② 地域の裁量を活かした制度の推進 ③ 食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備の推進 (8)持続可能な農業生産を支える取組の推進

食料・農業・農村 基本法	食料・農業・農村基本計画		
	第一次計画(H12. 3. 24閣議決定)	第二次計画(H17. 3. 25閣議決定)	第三次計画(H22. 3. 30閣議決定)
<p>○農村の振興に関する 施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村の総合的な振興 (34条) ・中山間地域等の振興 (35条) ・都市と農村の交流等 (36条) <p>○行政機関及び団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政組織の整備等(37 条) ・団体の再編整備(38 条) 	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ 計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1)農村の総合的な振興 (2)中山間地域等の振興 (3)都市と農村の交流等</p> <p>4. 団体の再編整備に関する施策</p> <p>第4 食料、農業及び農村に関する施策を総 合的かつ計画的に推進するために必要な 事項</p>	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1)地域資源の保全管理政策の構築 ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築 イ 良好な農村景観の形成等 (2)農村経済の活性化 ア 地域の特色を活かした多様な取組の推進 イ 経済の活性化を支える基盤の整備 ウ 中山間地域等の振興 (3)都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進 ア 都市と農村の交流の促進 イ 都市及びその周辺の地域における農業の振興 ウ 多様な主体の参画等による集落機能の維持・再生 (4)快適で安全な農村の暮らしの実現 ア 生活環境の整備 イ 医療・福祉等のサービスの充実 ウ 安全な生活の確保</p> <p>4. 団体の再編整備に関する施策</p> <p>第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政府一体となった施策の推進 2. 施策の工程管理と評価 3. 財政措置の効率的かつ重点的な運用 4. 的確な情報提供を通じた透明性の確保 5. 効果的・効率的な施策の推進体制 	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1)農業・農村の6次産業化 ①「地域資源」を活用した「産業」の創造 ② バイオマスを基軸とする新たな産業の振興 ③ 農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進 (2)都市と農村の交流等 ① 新たな交流需要の創造 ② 人材の確保・育成、都市と農村の協働 ③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用 (3)都市及びその周辺の地域における農業の振興 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・再生 ② 中山間地域等直接支払制度 ③ 農地・水・環境保全向上対策 ④ 鳥獣被害対策の推進 ⑤ 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現 (5)農山漁村活性化ビジョンの策定</p> <p>4. 食料・農業・農村に横断的に関係する施策 (1)技術・環境政策等の総合的な推進 ① 革新的な技術開発の推進 ② 研究開発から普及・産業化までの一貫支援 ③ 地球環境問題への貢献 ア 地球温暖化対策への貢献 イ 循環型社会形成への貢献 ウ 生物多様性保全への貢献 ④ 知的財産の保護・活用 (2)「農」を支える多様な連携軸の構築 ① 食と農の結び付きに関する情報発信の強化と既存施策の重点 化 ② 関係者のマッチング等の充実と人材の確保 ③ 連携軸の取組に関する国民理解の促進と具体的行動の喚起</p> <p>5. 団体の再編整備等に関する施策</p> <p>第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)官民一体となった施策の総合的な推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 国、地方をはじめとする関係者の適切な役割分担 ② 効果的・効率的な施策の推進体制の整備 (2)国民視点に立った政策決定プロセスの実現 <ol style="list-style-type: none"> ① 国民の声の把握 ② 科学的・客観的な分析 ③ 施策の進捗管理と政策評価の適切な活用 (3)財政措置の効率的かつ重点的な運用